

## 黒田特許法律事務所法律部門 弁護士報酬基準

令和6年10月1日全部改定  
(最終改定 令和6年10月1日)

### 第1章 総則

#### 第1条【目的および趣旨】

1 日本弁護士連合会策定の「弁護士の報酬に関する規程」(日弁平成16年2月26日)第3条1項に従い、当事務所は、弁護士が法律事務を行うに当たっての報酬について、本報酬基準を定めます。

#### 第2条【弁護士報酬の種類】

1 弁護士報酬の種類は、(1)法律相談料・(2)書面による鑑定料・(3)着手金・(4)報酬金・(5)手数料・(6)時間制(タイムチャージ)による報酬・(7)顧問料・(8)日当・(9)着手前調査費用および(10)その他報酬とします。

2 前項の意義は、次のとおりです。

- (1) 法律相談料 依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定のほか、電話・電子メール・ファックスその他書面による相談に対する簡易な回答を含む)の対価をいいます。
- (2) 書面による鑑定料 依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。
- (3) 着手金 事件または法律事務(以下、「事件等」という)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
- (4) 報酬金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
- (5) 手数料 原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
- (6) 時間制(タイムチャージ)による報酬 依頼者との協議により、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含みます)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる委任事務処理の対価をいいます。
- (7) 顧問料 契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
- (8) 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために時間を費やすこと(委任事務処理自体による拘束を除く)の対価をいいます。

(9) 着手前調査費用 弁護士が、受任前に法律関係や・事実関係につき、事前処理を行なったが、受任に至らなかった場合の対価をいいます。

(10) その他の報酬 上記のいずれの項目にも該当しない報酬のことをいいます。

### 第3条【弁護士報酬の支払時期】

1 弁護士報酬の支払時期は、委任契約において定められた場合にはその定められた時期に支払を受けることとします。委任契約において定められなかった場合には、着手金は事件等の依頼を受けたときに、報酬金は事件の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は弁護士が依頼者に請求したときに、それぞれ支払いを受けることとします。

### 第4条【事件等の個数等】

1 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。

ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。ただし、弁護士と依頼者との協議により、弁護士報酬を併せて算定することを妨げません。

### 第5条【弁護士の報酬請求権】

1 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求する権利があります。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章および第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することができます。

①同一の依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

②複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

①各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

②複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

## 第6条【弁護士の説明義務等】

- 1 弁護士は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明する義務があります。
- 2 弁護士は、事件等を受任した後、必要に応じ、速やかに、委任契約書を作成し、契約を締結致します。
- 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額および支払時期その他の特約事項を記載します。
- 4 弁護士は、依頼者からの要望があった場合、弁護士報酬等の額、その算出方法および支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付します。

## 第7条【弁護士報酬の減免等】

- 1 事案について特別の事情があるときは、弁護士は第3条および第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更しましたはこれを減額することができます。
- 2 着手金および報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通しまたは依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取ることが相当でないときは、弁護士は第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して報酬金を増額することができることとします。

## 第8条【弁護士報酬の特則による増額】

依頼を受けた事件等が、特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理が著しく長期にわたるときまたは受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項または第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができることとします。

## 第9条【消費税に相当する額】

- 1 本基準においては、消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づく、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まないものです。
- 2 消費税法の改正により、税率の変更があった場合には、その時点での税率の定めに従うものとします。

## 第2章 法律相談等

### 第10条【法律相談料】

1 法律相談料は、原則として次のとおりとします。

(1) 個人相談

初回 60分毎に金10,000円

2回目以降 30分毎に金10,000円

(2) 事業者相談

30分毎に金10,000円

2 前項の個人相談とは、事件単位で個人から受ける法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、事業者相談とは、個人事業主、企業、地方自治体などの事業に関する法律相談を言います。

3 相談開始時間が、月曜日から金曜日の午後6時00分から午後8時00分にかかる場合には、時間外加算として第1項に定める法律相談料に対して50%加算いたします。

4 相談開始時間が、土曜日日曜日祝日午前9時00分から午後5時00分にかかる場合には、時間外加算として第1項に定める法律相談料に対して100%加算いたします。

### 第11条【書面による鑑定料】

1 書面による鑑定料は金10万円以上とします。

2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を減額ないし増額した額の書面による鑑定料を受けることができます。

## 第3章 着手金および報酬金

### 第1節 民事事件

#### 第12条【民事事件の着手金および報酬金の算定基準】

本節の着手金および報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

#### 第13条【経済的利益－算定可能な場合】

- 1 前条の経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定します。
  - (1) 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む）。
  - (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
  - (3) 繼続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
  - (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の契約残存期間分の額。ただし、期間の定めがない場合および残存期間が7年以下の場合、7年分の額。
  - (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
  - (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
  - (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
  - (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
  - (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
  - (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額。
  - (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
  - (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額。
  - (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の

対象となる財産の範囲およびその相続分について争いの無い部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。

- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

#### 第14条【経済的利益算定の特則】

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することができます。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。
  - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第15条【経済的利益－算定不能な場合】

- 1 第13条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数・時間および依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

#### 第16条【民事事件の着手金および報酬金】

- 1 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判事件・労働審判事件・仲裁事件および調停事件等の裁判外紛争解決手続事件（次条で定める「民間紛争解決手続事件」を除く）の着手金および報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
①金300万円以下の部分	10%	20%
②金300万円を越え、金3000万円以下の部分	7%	14%
③金3000万円を越え、金3億円以下の部分	4%	8%
④金3億円を越える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により増減額することができるこ

ととします。

- 3 民事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます。
- 4 前3項の着手金は金20万円を最低額とします。ただし、経済的利益の額が金200万円未満の事件の着手金は、事情により依頼者との協議により金20万円未満に減額することができることとします。
- 5 弁護士が事件を受任した時点において、経済的利益の額の算定が容易でない場合には、受任時に着手金の一部を請求し、経済的利益の額の算定が容易になった時点で追加着手金を請求することができる。

#### 第17条【示談交渉および民間紛争解決手続事件】

- 1 示談交渉（裁判外の和解交渉をいう、以下同じ）事件および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第1号に定める「民間紛争解決手続」の業務を行う機関への申立事件（以下、「民間紛争解決手続事件」という）の着手金および報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項および第2項または第20条第1項および第2項の各規定を準用します。  
ただし、それぞれの規定により、算定された額の3分の2まで減額することができるものとします。
- 2 示談交渉事件から引き続き民間紛争解決手続事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項および第2項または第20条第1項および第2項の各規定により算定された額の2分の1まで減額することができるものとします。
- 3 示談交渉事件または民間紛争解決手続事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項および第2項または第20条第1項および第2項の各規定により算定された額の2分の1まで減額することができるとします。
- 4 前3項の着手金は金20万円（第20条の規定を準用するときは金10万円）を最低額とします。ただし、経済的利益の額が金250万円未満の事件の着手金は、事情により金20万円（第20条の規定を準用するときは金10万円）未満に減額することができることとします。

#### 第18条【契約締結交渉】

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は、前条を準用して算定します。

#### 第19条【督促手続事件】

- 1 督促手続事件の着手金は、第17条を準用して算定します。

- 2 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条または次条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
- 3 督促手続事件の報酬金は、第17条を準用して算定します。

## 第20条【手形・小切手訴訟事件】

- 1 手形・小切手訴訟事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。
 

経済的利益の額	着手金	報酬金
①金300万円以下の部分	4 %	8 %
②金300万円を越え、金3000万円以下の部分	2. 5 %	5 %
③金3000万円を越え、金3億円以下の部分	1. 5 %	3 %
④金3億円を越える部分	1 %	2 %
- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- 3 前2項の着手金は、金10万円を最低額とします。
- 4 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第16条の規定を準用します。

## 第21条【離婚事件等】

- 1 異婚事件等は離婚基本事件及び離婚附帯事件に分け、離婚基本事件を受任する際に併せて離婚附帯事件を受けることができます。離婚附帯事件のみを受任する際の報酬の定めは次条に定める通りとします。
- 2 異婚基本事件の着手金と報酬金は次のとおりとします。ただし、離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するとき、離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するとき、および同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、従前の手続経過等を考慮して、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
  - (1) 異婚交渉事件
 

着手金	30万円以上
報酬金	(請求側) 異婚成立した場合 30万円 (非請求側) 異婚成立しなかった場合 40万円
  - (2) 異婚調停事件
 

着手金	30万円以上
報酬金	(請求側) 異婚成立した場合 30万円 (非請求側) 異婚成立しなかった場合 40万円
  - (3) 異婚訴訟事件

着手金 30万円以上  
報酬金 (請求側) 離婚請求認容された場合 30万円  
(非請求側) 離婚請求棄却された場合 40万円

(4) 離婚控訴事件  
着手金 30万円以上  
報酬金 (請求側) 離婚請求認容された場合 30万円  
(非請求側) 離婚請求棄却された場合 40万円

3 離婚附帯事件の着手金と報酬金は次のとおりとします。

(1) 親権者指定事件・監護者指定事件・子の引き渡し請求事件  
着手金 子1人につき10万円以上  
報酬金 子1人につき10万円以上

(2) 面会交流請求事件  
着手金 20万円以上  
報酬金 20万円以上

(3) 各種保全事件  
着手金 10万円以上  
報酬金 (請求側) 保全命令発令 10万円以上  
(非請求側) 保全命令却下 10万円以上

(4) 各種抗告事件  
着手金 10万円以上  
報酬金 (請求側) 請求認容 10万円以上  
(非請求側) 請求却下 10万円以上

(7) 養育費請求事件  
着手金 10万円以上  
報酬金 (請求側) 認容・成立額の3年分を経済的利益として、16条に定める金額  
(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額3年分を経済的利益として16条に定める金額

(8) 婚姻費用請求事件  
着手金 10万円以上  
報酬金 (請求側) 認容・成立額の1年分を経済的利益として、16条に定める金額  
(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額1年分を経済的利益として16条に定める金額

(9) 財産分与請求事件  
着手金 10万円以上  
報酬金 (請求側) 認容・成立額を経済的利益として、16条に定める金

### 額

(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額を経済的利益として  
16条に定める金額

(10)離婚慰謝料請求事件

着手金 10万円以上

報酬金 (請求側) 認容・成立額を経済的利益として、16条に定める金額

(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額を経済的利益として  
16条に定める金額

(11)年金分割請求事件

着手金 離婚基本事件に含む

報酬金 (請求側) 按分割合0.5を超えた場合 20万円

(被請求側) 按分割合0.5を下回った場合 20万円

(12)保護命令申立事件

着手金 20万円以上

報酬金 (請求側) 保護命令発令 20万円

(被請求側) 保護命令却下 20万円

4 前項の規定にかかわらず、弁護士は依頼者と協議の上、離婚事件等の着手金及び報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額できることとします。

5 離婚事件等のため、調停に出廷する場合、5回目までは本条2項及び3項の定める着手金に含まれるものとし、6回目からは出廷日当が発生するものとする。

### 第21条の2【離婚附帯事件のみの依頼】

1 離婚附帯事件のみを受任する際の着手金と報酬金は次の通りとします。

(1) 親権者指定事件・監護者指定事件・子の引き渡し請求事件

着手金 子1人につき15万円以上

報酬金 子1人につき15万円以上

(2) 面会交流請求事件

着手金 30万円以上

報酬金 30万円以上

(3) 各種保全事件

着手金 15万円以上

報酬金 (請求側) 保全命令発令 15万円以上

(非請求側) 保全命令却下 15万円以上

(4) 各種抗告事件

着手金 15万円以上

報酬金 (請求側) 請求認容 15万円以上

(非請求側) 請求却下 15万円以上

(7) 養育費請求事件

着手金 15万円以上

報酬金 (請求側) 認容・成立額の3年分を経済的利益として、16条に定める金額

(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額3年分を経済的利益として16条に定める金額

(8) 婚姻費用請求事件

着手金 15万円以上

報酬金 (請求側) 認容・成立額の1年分を経済的利益として、16条に定める金額

(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額1年分を経済的利益として16条に定める金額

(9) 財産分与請求事件

着手金 20万円以上

報酬金 (請求側) 認容・成立額を経済的利益として、16条に定める金額

(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額を経済的利益として16条に定める金額

(10)離婚慰謝料請求事件

着手金 20万円以上

報酬金 (請求側) 認容・成立額を経済的利益として、16条に定める金額

(非請求側) 請求額と認容・成立額との差額を経済的利益として16条に定める金額

(11)年金分割請求事件

着手金 5万円

報酬金 (請求側) 按分割合0.5を超えた場合 30万円

(被請求側) 按分割合0.5を下回った場合 30万円

(12)保護命令申立事件

着手金 30万円以上

報酬金 (請求側) 保護命令発令 30万円

(被請求側) 保護命令却下 30万円

2 前項の規定にかかわらず、弁護士は依頼者と協議の上、前項の着手金及び報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁閑等を考慮し、適正

妥当な範囲内で増減額できることとします。

3 離婚附帯事件のため、調停に出廷する場合、5回目までは本条1項の定める着手金に含まれるものとし、6回目からは出廷日当が発生するものとする。

### 第21条の3【家事審判事件の特則】

1 家事事件手続法第39条、別表Iに属する家事審判事件（成年後見人の選任、保佐人の選任、特別代理人の選任、子の氏の変更、離縁の許可、財産管理者の選任、財産目録調査期間の伸長、管理計算期間の伸長、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄等）で、事案簡明なものについての弁護士報酬は5万円以上の手数料のみとすることができます。

ただし、受任後、審理または処理が長期にわたる事情が生じたときは、第16条の規定により算定された範囲内で、着手金および報酬を受け取ることができます。この場合には、手数料を着手金または報酬の一部に充当するものとします。

### 第22条【境界に関する事件】

1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は金40万円以上とします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

2 前項の着手金および報酬金は、第16条の規定により算定された着手金および報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。

3 境界に関する調停事件・仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2まで減額することができます。

4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1まで減額することができます。

5 境界に関する調停事件・仲裁センター事件または、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1まで減額することができます。

6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金および報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数・時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

### 第23条【借地非訟事件】

1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。  
ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

借地権の価額	着手金
①金5000万円以下の場合	30万円以上50万円以下
②金5000万円以上の場合	前段の額に金5000万円を越える部分の 0.5%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。  
ただし、弁護士は依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数・時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

(1) 申立人については、申立が認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第16条の規定により算定された額。

(2) 相手方については、その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額または財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第16条の規定により算定された額。

(3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。

(4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件または仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

(5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件または示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

## 第24条【保全命令申立事件等】

1 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。  
ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

2 前項の事件が重大または複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。  
ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとします。

- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前2項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて追加着手金及び報酬金を受けることができることとします。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項および第2項の規定を準用します。
- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることとします。
- 6 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、金20万円を最低額とします。

## 第25条【民事執行事件等】

- 1 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とします。
- 3 民事執行事件の着手金および報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受け取ることとします。  
ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は第16条の規定により算定された額の2分の1とします。  
ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 5 前項の事件が重大または複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることとします。
- 6 民事執行事件および執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とします。

## 第26条【倒産整理事件】

- 1 破産・民事再生・特別清算および会社更生の各申立事件の着手金は、資本金・資産および負債の額ならびに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

(1) 自己破産申立事件	金50万円以上
(2) 自己破産以外の破産事件	金50万円以上
(3) 民事再生事件	金100万円以上
(4) 特別清算事件	金100万円以上

(5) 会社更生事件 金200万円以上

2 前項の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定します。

ただし、前項第1号のうち、事業者が個人の場合および第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとします。

## 第26条の2【債権者申立倒産事件】

1 債権者により、破産・民事再生・特別清算および会社更生の各申立事件の着手金は、資本金・資産および負債の額ならびに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

(1) 破産申立事件	金50万円以上
(2) 民事再生事件	金100万円以上
(3) 特別清算事件	金100万円以上
(4) 会社更生事件	金200万円以上

## 第27条【任意整理事件】

1 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下、「任意整理事件」という）の着手金は、資本金・資産および負債の額ならびに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

(1) 非事業者の任意整理事件については、債権者1社につき、3万円として債権者数に応じて算定された金額とします。ただし、1社の債権額が、

- ① 50万円を超える場合には2万円
- ② 100万円を超える場合には5万円
- ③ 500万円を超える場合には10万円
- ④ 1000万円を超える場合には20万円
- ⑤ 5000万円を超える場合には30万円
- ⑥ 1億円を超える場合には50万円

をそれぞれ1社ごとに加算することとします。

(2) 前号の着手金は、金10万円を最低額とします。

(3) 事業者の任意整理事件については、非事業者について算定された額の倍額以上とします。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額（以下、「配当原資額」という）を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、  
配当原資の額 報酬金

①金500万円以下の部分	15%
②金500万円を越え、金1000万円以下の部分	10%
③金1000万円を越え、金5000万円以下の部分	8%
④金5000万円を越え、金1億円以下	6%
⑤金1億円を越える部分	5%

(2) 依頼者および依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、  
配当原資の額

①金5000万円以下の部分	3%
②金5000万円を越え、金1億円以下の部分	2%
③金1億円以上の部分	1%

3 第1項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることします。

## 第27条の2【個人任意整理事件】

1 繼続的な事業を経営していない者個人が金融業者に対して債務を負担しており、債権者が債務者に対して有するとみられる債権について、弁済の額、方法等について裁判外で債権者と交渉をして処理する事件（以下「個人任意整理事件」という）についての報酬は、本条による。

2 着手金は、債権者1社あたり3万0000円とする。ただし、債権者が無登録貸金業者または商工ローン業者であった場合にはこの限りではない。

3 報酬金は、以下の通りとする。

- (1) 和解成立報酬 債権者1社あたり2万円
- (2) 債務額減額報酬 受任時の請求額から減額できた金額の10%相当額
- (3) 過払金報酬 過払金を回収した場合には回収金額の20%相当額  
訴訟によって回収した場合には回収金額の25%相当額

4 債権者との間で分割弁済の和解が成立した後で、各債権者に対する送金代行を行う場合の手数料は債権者1者に対する送金1回につき金1000円とする。

## 第27条の3【個人自己破産事件】

1 繼続的な事業を経営していない者個人が金融業者に対して債務を負担しており、自己破産及び免責申立を行う場合の報酬は、本条による。

- 2 同時廃止が見込まれる場合の着手金は金30万円以上とする。
- 3 破産管財人の選任が見込まれる場合の着手金は金30万円以上とする
- 4 債権者が10者を越える場合、着手金を増額することができる。
- 5 債権者の中に無登録貸金業者または商工ローン業者が含まれる場合には、着手金を増額することができる。
- 6 同一生計に属する複数の者から同時に複数の依頼を受ける場合には、着手金を減額することができる。
- 7 報酬金は、以下の通りとする。
  - (1) 過払金報酬 過払金を回収した場合には回収金額の20%相当額  
訴訟によって回収した場合には回収金額の25%相当額

#### 第27条の4【小規模個人再生事件】

- 1 繙続的な事業を経営していない者個人が金融業者に対して債務を負担しており、小規模個人再生申立を行う場合の報酬は、本条による。
- 2 着手金は金40万円以上とする。
- 3 住宅ローン特別条項を利用する場合は、着手金を10万円加算する。
- 4 債権者が10者を越える場合、着手金を増額することができる。
- 5 債権者の中に無登録貸金業者または商工ローン業者が含まれる場合には、着手金を増額することができる。
- 6 同一生計に属する複数の者から同時に複数の依頼を受ける場合には、着手金を減額することができる。
- 7 報酬金は、以下の通りとする。
  - (1) 過払金報酬 過払金を回収した場合には回収金額の20%相当額  
訴訟によって回収した場合には回収金額の25%相当額

#### 第28条【行政上の不服申立事件等】

- 1 行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立ならびに行政手続事件の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された額に準じる。  
ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。
- 2 前項の着手金は、金20万円を最低額とします。

## 第2節 刑事事件

### 第29条【被疑者弁護事件の着手金】

- 1 被疑者弁護事件の着手金は、次のとおりとします。
  - (1) 事案簡明な事件 金30万円
  - (2) 被疑事実を争う事件 金60万円
  - (3) 大きな情状事実を争う事件 金50万円
  - (4) 裁判員裁判対象罪名事件 金80万円以上
- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、事実関係に争いが無い事件を言います。

### 第29条の2【被疑者弁護事件の報酬金】

- 1 被疑者弁護事件の報酬金は、次のとおりとします。
  - (1) 不起訴処分 着手金と同額
  - (2) 略式命令 着手金の2分の1
  - (3) 勾留請求却下 金30万円
  - (4) 勾留請求に対する準抗告認容 金30万円
  - (5) 勾留取消決定 金30万円
  - (6) 接見禁止決定に対する準抗告認容 金10万円
  - (7) 接見禁止決定の一部解除認容 金10万円
  - (8) 家庭裁判所送致せず 金30万円以上
  - (9) 刑事被疑者として勾留されていたが、少年鑑別所での観護措置を採られなかったとき 金15万円以上

### 第30条【被告人弁護事件の着手金】

- 1 被告人弁護事件の着手金は、次のとおりとします。
  - (1) 事案簡明な事件 金30万円
  - (2) 被疑事実を争う事件 金60万円
  - (3) 大きな情状事実を争う事件 金50万円
  - (4) 裁判員裁判対象罪名事件 金100万円以上
  - (5) 控訴審及び上告審 (1)ないし(4)と同額
- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、公判開始から公判終結までの公判改定日数が2ないし3開廷程度と見込まれる事実関係に争いが無い事件を言います。

### 第30条の2【被告人弁護事件の報酬金】

Ⅰ 被告人弁護事件の報酬金は次のとおりとします。

- (1) 無罪 着手金の2倍額
- (2) 執行猶予付き判決 着手金と同額
- (3) 懲役刑・禁錮刑求刑から罰金刑宣告 金20万円
- (4) 求刑の60%以下の判決宣告 着手金の2分の1
- (5) 罰金刑の減額 求刑と比較して減額された額の10分の1
- (6) 免訴・公訴棄却・保護処分相当決定 事案により判断
- (7) 保釈許可 着手金の2分の1額（最低額15万円）
- (8) 勾留決定に対する準抗告認容 金20万円
- (9) 勾留取消決定 金20万円
- (10) 接見禁止決定に対する準抗告認容 金10万円
- (11) 接見禁止決定の一部解除認容 金10万円
- (12) 第一審判決実刑から執行猶予付判決へ変更 着手金と同額
- (13) 第一審懲役刑・禁錮刑判決から罰金刑判決へ変更 着手金と同額
- (14) 第一審判決から60%の減刑 着手金の2分の1額
- (15) 檢察官上訴の棄却 着手金と同額

（刑事案件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等）

#### 第31条【刑事案件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等】

- 1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第29条に定める着手金を受けることができます。
- 2 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの委任事務処理量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

#### 第32条【検察官の上訴取下げ等】

- 1 檢察官の上訴の取下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間および委任事務処理量を考慮したうえ、第30条の規定を準用します。

#### 第33条【刑事雑事件】

- 1 刑事事件に関連する諸事件の着手金については以下各号の通りとする。
  - (1) 執行猶予取消請求事件 金30万円

(2) 物品の還付請求抗告事件 相当額

2 刑事事件に関する諸事件の報酬については以下各号の通りとする。

(1) 執行猶予取消請求棄却 金30万円

#### 第34条【告訴・告発等】

1 告訴・告発等の着手金、報酬金は、次のとおりとします。

(1) 告訴 金25万円

(2) 告発 金25万円

(3) 檢察審査会への申立 金25万円

2 前項における告訴・告発の報酬とは告訴・告発が受理されたとき、検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等については各申立の目的が達せられたときに、それぞれ発生するものとします。

### 第3節 少年事件

#### 第35条【少年保護事件の着手金および報酬金】

- 1 少年保護事件の着手金は次のとおりとします。
  - (1) 事案簡明な事件 金30万円
  - (2) 非行事実を争う事件 金60万円
  - (3) 大きな情状事実を争う事件 金50万円
  - (4) 裁判員裁判対象罪名事件 金100万円以上
  - (5) 抗告審 (1)ないし(4)と同額
- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、は公判開始から少年審判が1ないし2開廷程度と見込まれる事実関係に争いが無い事件を言います。抗告審については、争点が比較的少ない簡明な事件を言います。
- 3 少年保護事件の報酬金については、次の通りとします。
  - (1) 非行事実なしに基づく審判不開始または不処分 着手金の2倍額
  - (2) 保護観察処分 金20万円
  - (3) 檢察官逆送がうかがわれる事件において逆送とならなかった場合 相当の額
  - (4) 監護措置決定に対する異議申立認容 金20万円
- 4 審判において中間処分として試験観察に付された場合には、追加着手金として金15万円以上とします。
- 5 弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前からの受任か否か、刑事被疑者としての勾留の有無、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前項までの額を適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

#### 第36条【少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合】

- 1 被疑者弁護事件として受任した事件について、引き続いて同一弁護士が少年保護事件を受任するときは、第35条の2に定める着手金を受けることができます。ただし、この場合には、着手金を減額するものとします。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金および報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であること、または従前の事件と併合して審理に付されることが見込まれることにより、追加件数の割合に比して

1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によるものとします。

ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

## 第4章 手数料

### 第37条【手数料】

1 手数料は、この報酬基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定します。次の各号に定めがないものについては、その都度算定することとします。

(1) 法律関係調査

金5万円以上

(2) 内容証明郵便の作成

弁護士名なし 金2万5000円以上

弁護士名あり 金5万円以上

(3) 契約書類の作成

定型的な書類 ①経済的利益の額が1000万円未満のもの 金10万円

②経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの

金20万円

③経済的利益の額が1億円以上のもの 金30万円以上

非定型的な書類 経済的利益の額の1%（最低額は金10万円）

(4) 遺言書の作成

定型的な遺言書 金15万円以上

非定型的な遺言書 金15万円+遺産総額の0.5%相当額

公正証書遺言にする場合 立会日当は手数料に含みます 公証人費用は別途必要です

(5) 簡易な法律文書の作成

弁護士名なし 金1万円以上2万円以下

(6) 株主総会等指導

金40万円以上

2 なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用します。

### 第37条の2【手数料】

1 相続放棄

相続放棄申述の手数料は以下の通りとする。

①基本手数料 申述1件につき金5万円

②相続人多数加算 相続人が4名以上となった場合は、4名以上1名が増えるごとに金2万円ずつ加算する。

③熟慮期間経過後申述加算 2万円

④相続人調査費用 相続人調査を実施する場合には調査手数料として金5万円以上

⑤戸籍事項証明書等取付費用 実費

2 限定承認

限定承認申述の手数料は以下の通りとする。なお、限定承認後の財産管理について別途。

①基本手数料 申述1件につき金5万円以上

②相続人多数加算 相続人が4名以上となった場合は、4名以上1名が増えるごとに金2万円ずつ加算する。

③相続人調査費用 相続人調査を実施する場合には調査手数料として金5万円以上

④戸籍事項証明書等取付費用 実費

3 熟慮期間延長審判申立

熟慮期間延長審判申立の手数料は以下の通りとする。

①基本手数料 申立1件につき金3万円

②相続人多数加算 相続人が4名以上となった場合は、4名以上1名が増えるごとに金1万円ずつ加算する。

③相続人調査費用 相続人調査を実施する場合には調査手数料として金5万円以上

①戸籍事項証明書等取付費用 実費

4 遺言書保管

遺言書保管の手数料は以下の通りとする。

①公正証書遺言正本 永年保存 3万円以上

②自筆証書遺言原本 年額5000円以上

第37条の3【証明書取付手数料】

1 戸籍事項証明書、住民票の写し、登記事項証明書等の証明書等を取付けた場合、着手金、手数料、実費とは別に、証明書請求書1通につき1500円の手数料を請求することができる。

## 第5章 時間制

### 第38条【時間制・タイムチャージ】

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章および第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含みます)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。
- 2 前項の単価は1時間あたり金3万円以上とします。
- 3 1時間に満たない端数が生じた場合には、10分を1単位として、1単位につき1時間当たりの単価の6分の1ずつを算出するものとします。
- 4 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性および弁護士の熟練度等を考慮し、前項の額を増減することができることとします。
- 5 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることとします。
- 6 弁護士は、依頼者との協議により、第2章ないし第4章および第7章の規定によって、弁護士報酬を定めた事件等について、予め設定した処理期間を超えた場合は、その超えた期間において、当該事件等の処理に要した時間につき、第1項ないし第3項の規定を適用することとします。

## 第6章 顧問料

### 第39条【顧問料】

- 1 顧問料は、次のとおりとします。
  - ①スタンダードプラン 月額金5万円
  - ②ライトプラン 月額金3万円
  - ③スーパーライトプラン 月額金1万円
- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別に定めるものとしますが、特に明記しない場合は、電話・ファックスおよび電子メール等による、一般的かつ簡易な法律相談業務とします。
- 4 時間制・タイムチャージの場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できることとします。
- 5 法律関係調査、契約書その他の書類の作成、書面鑑定、契約立合、従業員の法律相談、株主総会の指導または立ち合い、講演などの業務の内容および弁護士報酬、ならびに交通費および通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の中で、その対応方法を決定します。  
ただし、上記の業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めを置かず別途、個別的に定めることもできることとします。

## 第7章 日 当

### 第40条【弁護士の日当】

1 弁護士の日当は次のとおりとします。

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、労働審判事件、仲裁事件および調停事件等の裁判外紛争解決手段事件（民間紛争解決手続事件含む）、刑事事件又は少年事件等の期日のために裁判所へ出廷又は関係機関への出席、事件の現地確認、出先での相談打合せなど

拘束時間1時間あたり 金1万円

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることがあります。

### 第40条の1【事務員日当】

1 事務員が事務所を出て業務を行った場合の日当は次の通りとします。

1時間あたり5000円

## 第8章 実費等

### 第41条【実費等の負担】

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることがあります。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。
- 3 前項の概算額につき、不足が発生または見込めるに至った場合には、弁護士は依頼者に対し、追加の支払いを求めることとします。
- 4 弁護士は、依頼者から預かった実費等について、原告又は申立人として事件等の処理が終了したときに精算するものとします。

### 第42条【交通機関の利用及び費用】

弁護士は、出張のための交通機関については、あらかじめ依頼者と協議をして定めた運賃の等級を利用することとします。

ただし、事前に協議をすることができない場合、または協議をしなかった場合には、次の通り運賃を請求できることとします。

- (1) 国内線航空機 上級（プレミアム）クラス又はこれに相当するクラス
- (2) 国際線航空機 ビジネスクラス又はこれに相当するクラス
- (3) 国内ＪＲ、私鉄線 グリーン車（これがない場合には、特急指定席）
- (4) 国内船舶 1等船室
- (5) タクシー料金 実費
- (6) バス料金 実費
- (7) 自家用車移動 ガソリン代及び有料道路費用並びに相当額

## 第9章 委任契約の精算

### 第43条【委任契約の中途終了】

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。  
ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができることとします。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにもかかわらず、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができることとします。  
ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することはできないものとします。

### 第44条【事件等処理の中止】

- 1 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

### 第45条【弁護士報酬の相殺等】

- 1 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
- 2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

以上

## 改定付記

令和6年10月1日 全部改定